

田辺市、上富田町及び白浜町における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	関係者及び合意状況
田辺駅	和歌山県田辺市湊字塔の内963番地の3	一般貸切旅客自動車運送事業者（明光バス株式会社）が行う道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条第1項第2号に規定する乗合旅客の運送の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。 最左欄の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について調整を図り、交通に支障を来さないようにすること。	関係者 明光バス株式会社 和歌山県公安委員会 近畿運輸局 田辺市 上富田町 白浜町 龍神自動車株式会社 合意状況 令和7年4月23日、上記関係者において合意
田辺市役所前	(三段壁ゆき)和歌山県田辺市東山一丁目89番3先 (田辺駅ゆき)和歌山県田辺市東山一丁目89番3			
新庄駅前	和歌山県田辺市新庄町443番地先			
鳶野	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2447番地先			
白浜駅	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田1389番地先			
とれとれ市場前	(三段壁ゆき)和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字鴻巣2498番地 (白浜駅ゆき)和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2528番地の1先			
古賀浦	和歌山県西牟婁郡白浜町2763番地先			
白浜棧橋	(三段壁ゆき)和歌山県西牟婁郡白浜町1197番地の8地先 (白浜駅ゆき)和歌山県西牟婁郡白浜町3354番地の1地先			

田辺市、上富田町及び白浜町における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	関係者及び合意状況
白浜バスセンター	(三段壁ゆき)和歌山県西牟婁郡白浜町896番地先	一般貸切旅客自動車運送事業者（明光バス株式会社）が行う道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条第1項第2号に規定する乗合旅客の運送の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。 最左欄の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について調整を図り、交通に支障を来さないようにすること。	関係者 明光バス株式会社 和歌山県公安委員会 近畿運輸局 田辺市 上富田町 白浜町 龍神自動車株式会社 合意状況 令和7年4月23日、上記関係者において合意
	(白浜駅ゆき)和歌山県西牟婁郡白浜町868番地の39地先			
白良浜	和歌山県西牟婁郡白浜町1356番地の1地先			
まぶ湯	和歌山県西牟婁郡白浜町2303番地先			
新湯崎	和歌山県西牟婁郡白浜町2998番地の13地先			
千畳口	和歌山県西牟婁郡白浜町1680番地先			
三段壁	和歌山県西牟婁郡白浜町2927番地の第1先			
アドベンチャーワールド	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字櫛ヶ峰2399番地の463地先			
白浜空港	和歌山県西牟婁郡白浜町字瓜切2926番地先			